雇児発 0529 第 31 号
平成 26 年５月 29 日

各　都道府県知事　殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
（公　印　省　略）

「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業」の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業実施要綱」を定め、平成 26 年４月１日から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別紙

放課後児童クラブ開所時間延長支援事業実施要綱

１　事業の目的

保育所の利用者が、就学後も引き続き、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第２項の規定に基づく放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を円滑に利用できるように、18 時半を超えて事業を行う者に対して追加的な費用を補助し、保育所における開所時間との乖離の縮小を図ることにより、子どもの安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う子どもの健全な育成に資することを目的とする。

２　実施主体

本事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

３　事業の内容

本事業は、「子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令」（平成 26 年内閣府令第 34 号）第９号に基づき、４の（１）に定める放課後児童健全育成事業を行う者が、保護者の利用意向を反映して開所時間を延長することにより、放課後児童健全育成事業に従事する者（以下「事業に従事する者」という。）の賃金額の増加に必要な経費に充てるための費用の一部を補助するものとする。

４　実施方法

（１）本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、以下の内容により運営すること。

①　放課後児童健全育成事業を実施する者であり、別に定める「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」（平成 26 年４月１日付け厚生労働事務次官通知）の別紙「放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱」の３に基づき、補助金の交付の対象であること。

②　職員体制は、事業に従事する者が２名以上配置されていること。うち１名

以上は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 38 条第２項に規定する「児童の遊びを指導する者」の資格を有すること。

③　開所時間は、平日につき、１日６時間を超えて、かつ、18 時 30 分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、１日８時間以上開所する又は開所していること。

④　開所日数は、年間 250 日以上開所すること。

⑤　施設・設備は、開所時間を通じて、対象児童が専用で利用できる生活の場（専用室）を確保すること。

（２）　本事業の対象となる事業に従事する者は、放課後児童クラブガイドライン（平成 19 年 10 月 19 日付け雇用均等・児童家庭局長通知）等に規定する以下の活動・役割に関する主たる担当として従事すること。

・　子どもの学校生活との連続性を確保するため、下校時刻の確認、行事予定等の交換、子どもの病気や事故の際の連絡、校庭の利用などに関して、小学校と日常的な情報交換を行い、情報の共有を図ること。

・　放課後児童健全育成事業を行う者と保護者が子どもの発達の状況や抱えている課題に共通理解を持つことができるよう、連絡帳、個人面談、保護者会活動への参加等を通じて子どもの生活の様子を保護者に伝え、理解してもらうよう日常的な連絡・情報交換を行うこと。

・　災害や不審者侵入などの非常時に対する日頃からの備えとして、防災・防犯対策に関する計画やマニュアルを策定し、警察・消防等の関係機関と情報の共有を図ること。また、自然災害発生時への対応に備えて、定期的な避難訓練の実施を計画すること。

・　子どもや保護者が要望を述べやすいよう、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し利用者に周知すること。また、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。

・　児童虐待を早期に発見するため、子どもの心身の状態や親子関係・家族の態度について、きめ細かな観察を行うこと。また、児童虐待等への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。

5　対象となる事業に従事する者の範囲等

（1）4の（1）の要件を満たす放課後児童健全育成事業を行う者に従事する者（非常勤を含む。）であること。

（2）本事業により、実際に支払われる賃金の額を増加させる事業に従事する者の範囲や賃金を改善する具体的な内容については、実情に応じて各実施主体が決定すること。

　ただし、本事業の目的に鑑み、法人の経営に携わる役員など対象児童の援助を直接行わない者については、本事業の対象としないこと。

（3）本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。

　ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。

6　留意事項

（1）本事業は、放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては対象としないこと。

（2）虚偽又は不正の手段により、本事業の補助を受けた場合には、既に補助された額の一部又は全部について返還を命ずること。

7　費　用

（1）本事業の実施に要する費用については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

（2）本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならないものとする。

（3）本事業には、事業に従事する者の賃金額の増加に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとする。

　なお、本事業の実施に要する費用以外の放課後児童健全育成事業の運営に要する費用については、別に定める「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」（平成26年4月1日付け厚生労働事務次官通知）の別紙「放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱」に基づき、別途交付申請すること。